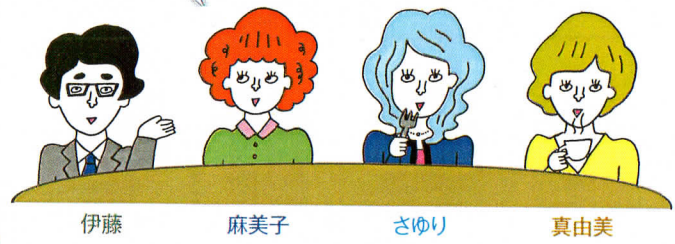


遺言を残せば
「争族」はなくなる?



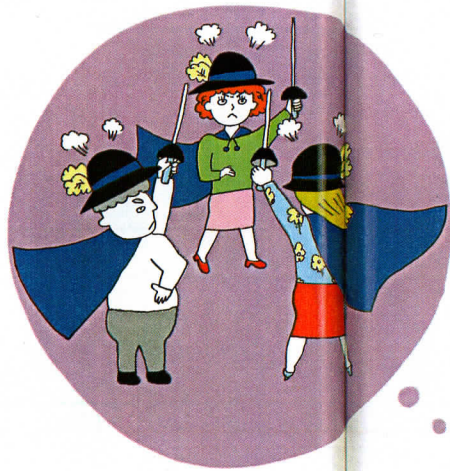
最近父親が遺言を書いたという話を聞き、気になって仕方がない麻美子さん。財産の内訳も気になるもの、実際の相続でもめことが起きないか心配で仕方ないようです。いつもの喫茶店も、その話題で持ちきりです。



麻美子 ねえ聞いて。最近父が遺言を書いたって、いきなり家族に告白したのよ。
さゆり へー。いいわね、そんなに財産があつて
麻美子 財産なんてそんなないわよ。それよりも誰に何を残すか、はつきりさせたかったみたい
さゆり 確にお父さんの気持ちもわかるわ。でも、遺言書を見てみないと、誰がどれだけ相続するのかわからないわよね
真由美 ねえ、それって大丈夫？遺言を残しても、もめるケースがあるつて、テレビで言ってたもの。ねえ伊藤先生
伊藤 確かに遺言書は相続トラブルを防ぐ目的で書かれる場合も多いといえますが、実際にはこれが余計



いとう・りょうた(伊藤 亮太)
スクエアジャパン 副社長。CFP®、DC
アドバイザー、証券外務員資格など
証券会社勤務後、2007年11月に
独立系FP会社スクエアジャパンを設
立。マナー・ライフプランニングの提
案、保険の見直し、FP受験講座講師
など多方面で活躍。資産運用や保険
などに関する書籍も多数執筆
FP 伊藤亮太のサイト
http://www.ryota-it.jp
スクエアジャパン
http://www.skirr-jp.com



なトラブルを引き起こす可能性もあります
麻美子 えー。遺言書があるのにトラブルになるんですか!?

伊藤 たえば、いざ相続となった時に遺言書を確認して見たら、財産の全額を麻美子さんに譲ると書いてあったとしましょう。この場合、配偶者である妻、麻美子さんの兄弟には、相続財産がないということになってしまいます。以前も話しましたが、配偶者、子ども、直系尊属で相続人となる人は、遺留分を主張できますので、それが家族間の大きなミソを作ってしまうことにもなりかねません

麻美子 そんなのやだー。遺言書通りでなくていいから、トラブルは避けたいわ。先生、どうしたらいいですか?

伊藤 麻美子さんのようにトラブルを避けたい場合や、話し合いで、遺言書と異なる遺産分割を行いたい場合は、遺産分割協議で相続人全員の同意を確認できれば、それを実施することができます
さゆり こういふこと知っておかない

と、いざという時に、結構、困るとよね

伊藤 ほかにも様々な「争族」のケースが考えられます。遺言書通りに財産を分け合おうと思つたら、遺言書に書かれていない財産があることが判明した、なんていうのもその一例です。たとえば遺言書を作成した後に、被相続人が自宅を購入した場合などが当てはまりません

真由美 相続なんていつ起きるかわからないから、こういったケースはたくさんありそうよね。なんとか対策をとれないのかしら
伊藤 そうですね。対策方法としては、遺言書を作成する時に、たとえば「その他」の財産を妻に

相続させる」と記載しておく、新たに財産が見つかった場合でも、妻が受け継ぐことが明確になりますから、トラブルは少なくなるといえます

麻美子 なるほどね
伊藤 一方、遺言書に記載されている相続財産がない場合も考えられます。たとえば遺言書を作成した後、被相続人がその財産を処分してしまったようなケースです。この場合、該当する財産部分に関しては、生前に処分したとして遺言の取り消しがあつたものとみなされ

ます
さゆり そりゃそうよね。ないものは受け継げないしね。でもその場合、受け継ぐ財産の割合や金額で、

こんな場合、**遺言書があつてもトラブルになるかも…**
遺産分割を行った後に遺言書が出てきた
⇒遺産分割協議の内容のうち、遺言書に反する部分は無効になります。既に遺産分割を行い、財産を処分してしまっている場合には、金銭での支払いで解決することになります
遺言書の内容で、受け継ぐ相続財産が他の相続人より不利な人がいる
⇒遺言書の有効性に疑問を持ち裁判となるケースが考えられます。公正証書遺言であれば、有効性に疑問をもたれることはないでしょう

もめることもありそうね…

伊藤 そうですね。あとは自筆証書遺言の場合、日付が書いてない場合や代筆の場合などには無効となつてしまいます。この場合、遺言書の内容を見てその通りに財産を分割したい人がいた場合には、もめる可能性ががありますね。いずれの場合においても、遺言書の書き方には注意してください

麻美子 父に話をして、そのあたり大丈夫か確認しておきます。先生、ありがとーございました